

平成26年
4月から

健康保険法が一部改正されます！

- I. 産前産後休業期間中の保険料免除
- II. 70歳代前半の高齢者窓口負担の変更 が実施されます。

I. 産前産後休業期間中の保険料免除が始まります。

今まで育児休業期間中は保険料が免除されていましたが、さらに免除対象期間が広がりました。

- 対象：平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方
(平成26年4月29日までに産前産後休業が終了する方は対象外)
- 免除期間：産前休業を開始した日の属する月から産後休業終了日の翌日の属する月の前月までの保険料が免除されます。



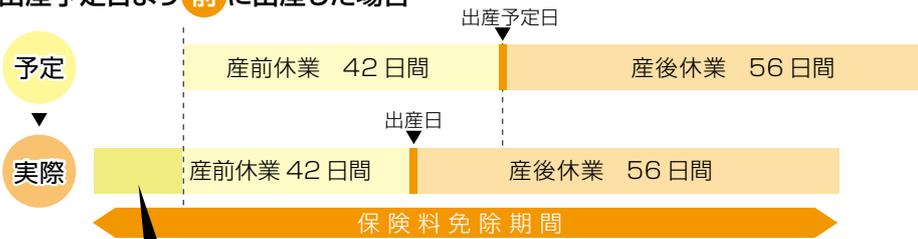
◆産前産後休業期間中の保険料免除の例

例1：産休に入ったのが5月31日の場合でも、「産前休業を開始した日の属する月から」免除の対象となるため、5月分(1ヶ月分)から保険料免除の対象

例2：月の途中(5月15日)が産後休業終了日の時は、翌日(5月16日)が属する月の前月まで、つまり「4月」までが保険料免除の対象

例3：月の末日(5月31日)が産後休業終了日の時は、翌日(6月1日)が属する月の前月まで、つまり「5月」までが保険料免除の対象

例4：出産予定日より前に出産した場合

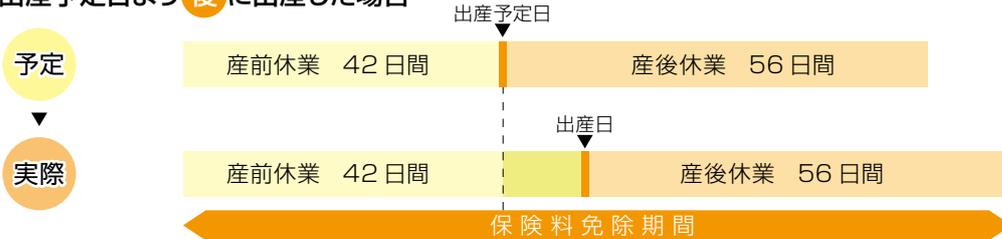


※労務に従事しなかった期間であった場合は保険料免除期間となります。

今回の法改正についての詳細は
健保ホームページ
をご覧ください。



例5：出産予定日より後に出産した場合



II. 70歳代前半の医療費窓口負担が4月1日から段階的に引き上げられます。

- ◆平成26年4月1日以降、70歳になった方から段階的に医療費窓口負担が2割になります。(一般・低所得者の場合)
※平成26年4月1日以降、70歳になる方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)は2割負担です。
但し、現在の窓口負担が1割の方は、そのまま据え置かれます。

現在年齢	負担率	年度毎負担率				
		H26年4月～	H27年4月～	H28年4月～	H29年4月～	H30年4月～
75歳	1割	1割	1割	1割	1割	1割
74歳	1割	1割	1割	1割	1割	2割
73歳	1割	1割	1割	1割	2割	2割
72歳	1割	1割	1割	2割	2割	2割
71歳	1割	1割	2割	2割	2割	2割
70歳	1割	2割	2割	2割	2割	2割
69歳	3割	3割	3割	3割	3割	3割

改正後

70歳以上の対象者には、健保組合より個別にご案内いたします。

健康保険組合からの報告

被扶養者実態調査結果



被保険者の皆さん、ご協力ありがとうございました。
平成25年10月に実施した扶養調査が終了いたしましたので報告致します。
今回の扶養調査により、44名の方の被扶養者が削除されました。
この結果、健保が国へ支払う支援金や納付金などの支出減効果が233万円ありました。
※支援金単価 53,000円として算出
このように適格な扶養資格を確認することは、健康保険組合の財政に大きな影響を及ぼしている納付金の支出の抑制にも繋がります。
今後も毎年継続して「被扶養者実態調査」を実施していきますので、ご理解とご協力をお願い致します。

健康保険組合からのお願い

ご家族（被扶養者）が就職されたときは届出を

ご家族（被扶養者）が就職され、就職先の健康保険組合等に加入された場合、ワールド健康保険組合の被扶養者ではなくなります。この場合は、【被扶養者異動届（削除）】に保険証を添えて、事業所（会社）を通じて、5日以内に健康保険組合に提出して下さい。
※例年、被扶養者でなくなったにもかかわらず、手続きを忘れてしまっている方が少なくありません。このような未手続きの場合、健康保険組合の財政に大きな影響を及ぼします。みなさんの保険料を大切に使うためにも、速やかな手続きにご協力をお願いします。



健康保険組合からのお知らせ

① 神戸本社・東京南青山・北青山ビル 歯科健診



今年もワールドグループ社員の歯のチェック機会として歯科健診（無料）を実施します。この機会に是非、歯科健診を受けましょう！

歯科健診では、むし歯の有無チェックだけでなく

- ① CPI 検査・・・歯周病の状態がわかる検査
- ② 歯石除去・・・口腔内前半分の歯石除去
- ③ ブラッシング指導・・・磨き難い箇所の確認、磨き方の指導などが受けられます。

申込期間：平成26年5月7日(水) ～ 5月26日(月)

健診実施：神戸：本社ビル 6月16日(月)～24日(火)
東京：南青山ビル 6月16日(月)～20日(金)
北青山ビル 6月23日(月)～25日(水)

生産系事業所勤務の方へは、10月～12月頃の実施を予定しています。また、店舗系事業所勤務の方へは、平成27年2月～3月頃の実施を予定しています。

対象：ワールド健康保険組合被保険者

申込方法など詳細は全社メール、4月更新健保ホームページでお知らせします。＜今年もWEBでの申し込みを行います＞

Re RENAISSANCE

② フィットネス& スポーツクラブ ルネサンスと 法人契約しました

直営：100店舗、提携：70店舗のフィットネス&スポーツクラブを運営する<ルネサンス>と法人契約をしました。

- ◆利用毎に料金を支払う<1Dayコーポレート会員>月会費制で何度でも使える<Monthlyコーポレート会員><1Dayコーポレート会員>と<Monthlyコーポレート会員>の会員変更が無料でできるので、無理なくご利用できます。
- ◆4月には初月月会費半額・入会時事務手数料無料等の特別キャンペーンを予定していますのでこの機会に是非、ご利用ください！

利用開始予定：平成26年4月1日(火)～

利用対象者：ワールド健康保険組合

被保険者・被扶養者(15歳以上)

利用方法・利用料金等詳細は健保ホームページをご覧ください。